

# 大学発ベンチャー企業での労働災害補償について

岡村慶・野口拓郎・岡村千恵子

高知大学学術研究報告 第71巻  
抜刷 (2022)

# 大学発ベンチャー企業での労働災害補償について

岡村慶<sup>1</sup>・野口拓郎<sup>1</sup>・岡村千恵子<sup>2</sup>

(<sup>1</sup>高知大学教育研究部総合科学系複合領域科学部門・<sup>2</sup>京都外国語大学外国語学部)

## Work Accident Compensation at a University-Launched Startup Company

Kei Okamura<sup>1</sup>, Takuroh Noguchi<sup>1</sup> and Chieko Okamura<sup>2</sup>

<sup>1</sup> Kochi University, Research and Education Faculty, Multidisciplinary Science Cluster,  
Interdisciplinary Science Unit; <sup>2</sup> Kyoto University of Foreign Studies, Faculty of Foreign Studies

**Abstract:** If an employer employs even one worker, regardless of whether it is in the form of a corporation or organization, regardless of the form of employment such as part-time workers or part-time workers, and regardless of the presence or absence of procedures on the employer's side, it is legally natural. Industrial accident insurance is established. Even if the employer fails to submit a notification of establishment of the industrial accident insurance, the worker's rights are protected by the compensation benefits of the industrial accident insurance to the worker. However, in the case of non-submission of notification of establishment due to the employer's willful or gross negligence, or the employer's failure to pay insurance premiums, the employer will pay compensation for workers' compensation benefits to the government that has jurisdiction over workers' accident compensation insurance need arises. It should be noted that workers' accident compensation benefits themselves will not be paid unless workers voluntarily enroll in workers' accident compensation insurance for provisionally voluntarily applied businesses that fall under the category of privately-run agriculture, forestry and fisheries businesses that always employ less than 5 workers requires. Even if workers' accident compensation insurance does not apply, they are not exempted from liability for accident compensation under the Labor Standards Act. Occupational accidents can occur not only in venture companies, but also in cases such as part-time employment at local conference secretariat (LOC, LCC, etc.) and circle events. When university teachers are involved in LOC, etc., it can be said that it is necessary to pay attention to the fact that there may be cases where it is necessary to enroll in workers' compensation insurance.

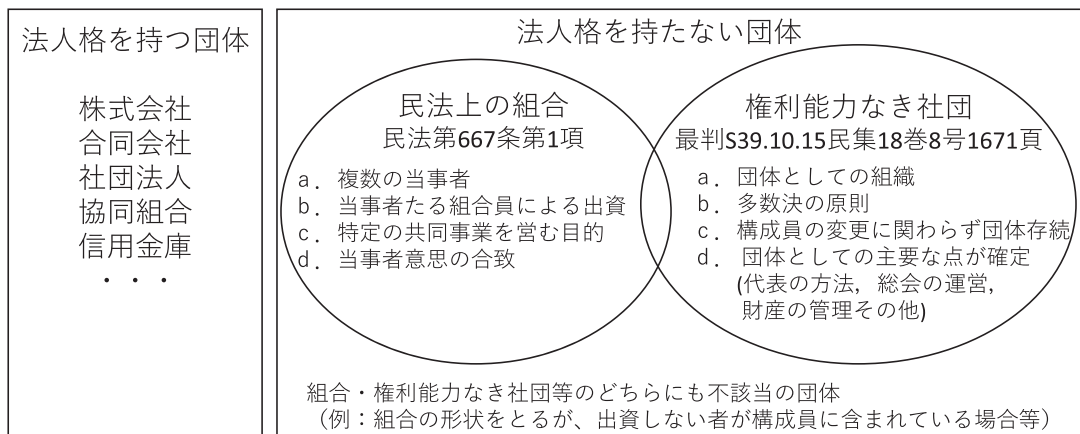
キーワード：大学発ベンチャー, 研究者の起業, 労働災害補償

Keywords: Venture from University, Researcher's Entrepreneur, Work Accident Compensation

1. はじめに

大学教員としての研究活動の一つとして学会活動がある。学会活動の一環として、所属大学での研究発表集会開催を引き受けるようなケースがある。この場合、現地開催事務局が立ち上り、研究発表集会の準備、開催、後片付けといった工程をこなしていくことになる。この現地開催事務局では、研究発表集会の参加費徴収、協賛企業からの協賛金の受入れ、開催時の学生アルバイトの雇用、パンフレットや関連する書籍の販売といった業務を担当することになる。上記業務では、事務局と外部の関係者との間で金銭のやり取りが発生する。この場合、領収書の発行者名や消費税の取り扱いはどうなるか、アルバイト雇用の契約方法はどうか、といった疑問点が生じる。当該事務局の設置方法としては、(i) 学会本部の一担当部署とする場合、(ii) 学会本部から権限を委譲された現地の独立形態とする場合が考えられる。(i) の学会本部の一担当部署の場合は、法的取扱いは学会本部そのものの団体形態に依存する。学会本部の団体形態としては、近年では一般社団法人をとることが多い。(ii) の現地での独立した形態として、地方学会事務委員会 (Local Organization Committee: LOC, Local Conference Committee: LCC) 等の名称を名乗るケースがある。

この LOC 等の現地開催事務局とは、法的にどのような団体として取り扱われるのかを見ていく。まず第 1 図に、団体組織の分類を示した。団体組織は、法人格を持つものと持たないもので分類される。法人格を持つ団体には、株式会社、合同会社、社団法人、共同組合、信用金庫といったものがある。法人格を持たない団体は、大きく分けて 2 つの категорияがある。1 つ目は民法上の組合である。これは民法第 667 条第 1 項で規定されている (注1)。大まかな構成要件としては、(a) 複数の当事者から構成されること、(b) 当事者たる組合員は出資をすること (出資は金銭に限らず、労務等でも良い)、(c) 特定の共同事業を営む目的を持つこと、(d) 当事者意思の合致があることである。マンションの管理組合、町内会、趣味の同好会等が該当することが多い。2 つ目は権利能力なき社団である。この categoriaは民法に規定がなく、最高裁判所の判例 (注2) により例示されている。大まかな要件としては、(a) 団体としての組織を持つこと、(b) 多数決の原則を持つこと、(c) 構成員の変更に関わらず団体が存続すること、(d) 代表の方法、総会の運営、財産の管理等、団体として主要な点が確定していること、が挙げられる。先にあげた LOC 等は、この権利能力なき社団に分類されるであろう。法人格を持たない団体としては、上記 categoriaに入

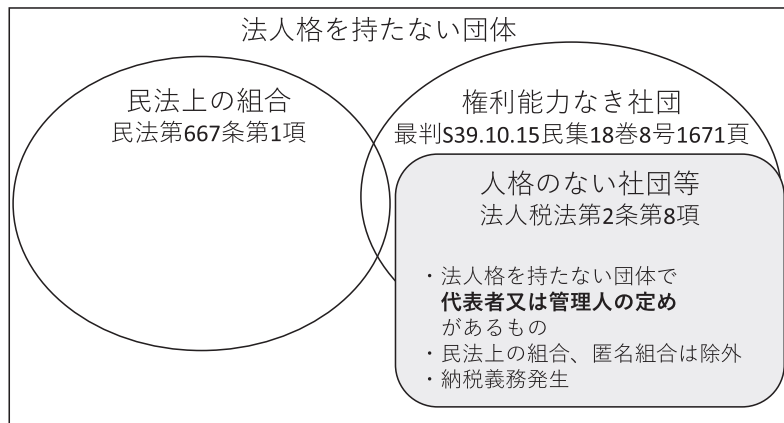


団体ではないものの例  
匿名組合 (商法第535条) : 人 (個人または法人) 間の契約  
個人商店 : 個人事業主が営む商店

第 1 図 団体組織の分類

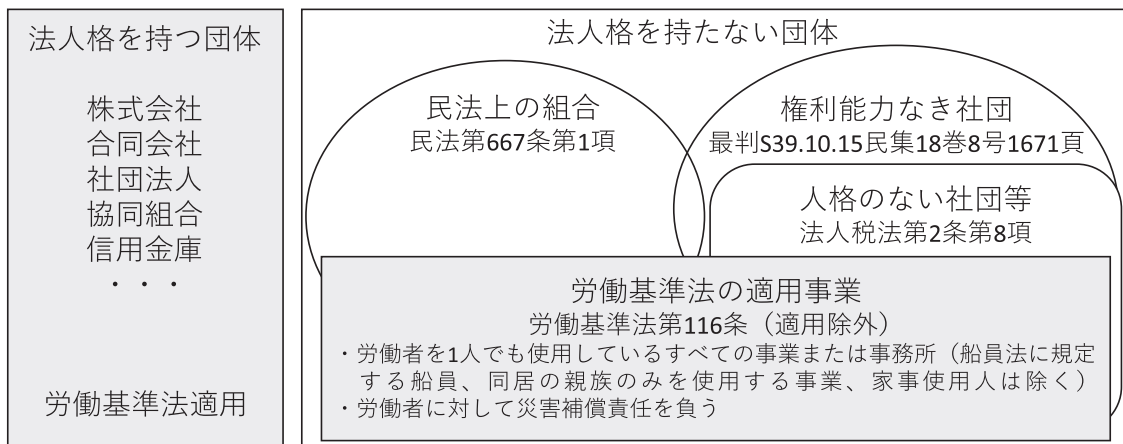
らないものも存在する。例えば、民法上の組合の形式をとっている団体で、出資しない者が構成員に含まれている場合等である。また民法上の組合と権利能力なき社団の両カテゴリーに含まれるケースも稀に存在する。団体ではないもので、商法第 535 条で規定される匿名組合というものがある（注3）。これは一人（個人または法人）の営業者が、複数の匿名の出資者（個人または法人）より資金を集め、集めた資金を運用し、還元する活動を行う投資ファンドの一部がとる形態であり（注4）、人対人の 1 対 1 関係とみなされる。街中の個人商店は、個人事業主が営む商店であり、個人事業として扱われる。

次に、法人格を持たない団体に対する法規制を見ていく。まず税務についてみていくと、法人税法第 2 条第 8 項で、「人格のない社団等」という団体が定められている（注5）。これは、民法上の組合や匿名組合を除く組織のうち、法人格を持たない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものを指す。したがって、法人格をもたない団体のうち、民法上の組合を除く範囲に該当する（第 2 図）。「人格のない社団等」は、納税義務が発生する。事業収益が上がれば所得税の、物品販売を行ったら消費税の取り扱いが必要となる。



第 2 図 人格のない社団等

次に労務管理についてみていく。アルバイトなどの労働者を雇用した場合、労働基準法第 116 条に記載されたもの（船員、同居の親族のみの事業、家事使用人）以外の団体には、労働基準法が適用される（注6）。したがって、法人格を持たない団体のうち、民法上の組合、人格のない社団等、権利能力なき社団、いずれにも不該当の団体のいずれにあっても、労働者を一人でも雇用した



第 3 図 労働基準法の適用

場合には該当し、事業中に事故が発生した場合は、災害補償責任を負い、労働者に対して補償を行う責務が生じる（第3図）。なお、法人格を持つ団体については、すべて労働基準法が適用される。

ここまで、団体組織の分類をみてきたが、先にのべた学会の研究発表集会の現地事務局（LOC等）は、代表者が存在するであろうことから、権利能力なき社団かつ、人格のない社団等となり、所得税や消費税の管理が必要となること、アルバイトの学生を雇用するケースでは、労働基準法により、事故発生時の災害補償責任を負うことがわかる。以降、本論文では、大学発ベンチャー企業という法人における、労働者に対する災害補償責任について、注意すべき点を見ていく。

## 2. 災害補償責任～労働基準法と労働者災害補償保険法～

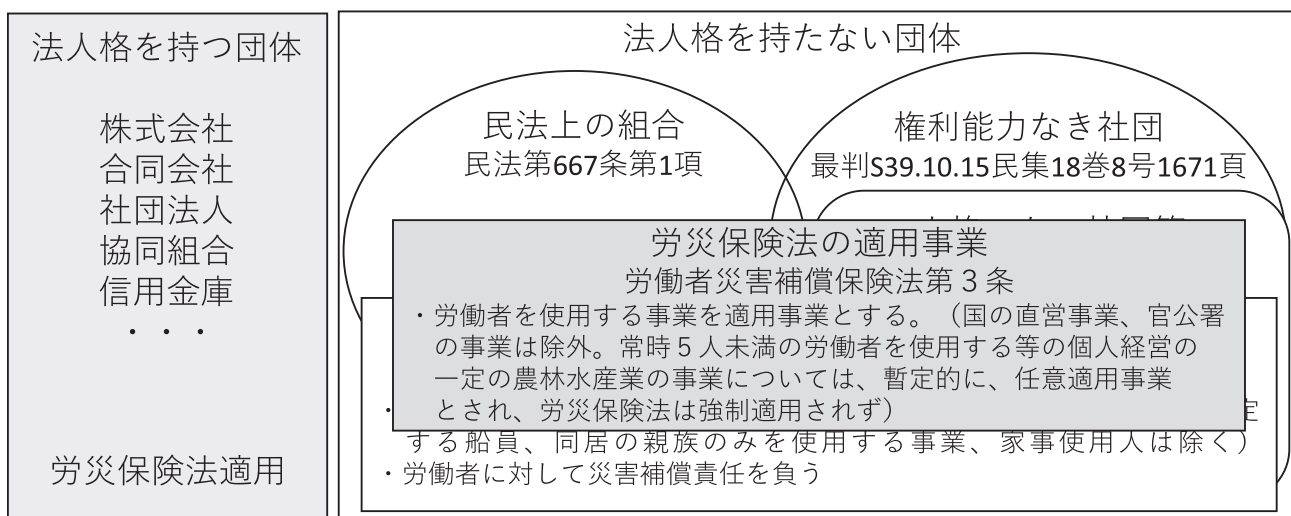
労働基準法では第75条において、「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない」と規定されている。また同法第76条から第80条にて、各種事象において使用者がなすべき補償も規定されている（第1表中央列）。この災害補償責任は、使用者の無過失責任であり、労働者の過失と相殺がなされることはない。すなわち、使用者が補償の責を全面に負うことになる。労働災害の補償としては、いわゆる「労災」という名で知られる補償システムも存在する。「労災」とは労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という）の第13条から第19条において、業務災害に関する保険給付として規定されているものである（第1表の右列）。労災保険法では、その第1条にて「労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という。）の2以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、

第1表 業務上負傷又は疾病にかかった労働者に対する労基法及び労災保険法による補償

事象	労働基準法の災害補償責任		労災保険法の業務災害に関する保険給付	
	名称	当該箇所	名称	当該箇所
労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合	療養補償	第75条	療養補償給付	第13条
労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働できないために賃金を受けられない場合	休業補償	第76条	休業補償給付	第14条
労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、療養開始後1年6箇月を経過した日以降において、当該疾病が治癒していず、かつ、傷病等級（第3級以上）に該当する場合			傷病補償年金	第18条
労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治癒した場合において、障害が残ったとき	障害補償	第77条	障害補償給付	第15条
労働者が業務上死亡した場合	遺族補償	第79条	遺族補償給付	第16条
同上	葬祭料	第80条	葬祭料	第17条
傷病補償年期又は障害補償年金の受給権者が、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合			介護補償給付	第19条の2

労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする」と規定している。この規定の意図は、労災保険制度を定めることで、労働基準法の災害補償を実行化させることである。つまり、労働者を使用する使用者は、労働基準法労基法第 75 条から 80 条に基づいて、業務災害について無過失の災害補償責任が生じるがこれにより使用者は重い負担を負うこと、実際に業務災害が発生した際に使用者に資金がないことにより被災した労働者やその遺族等へ迅速で十分な救済が図られないおそれもあることを考慮して、使用者が保険料を抛出し、政府が運営する災害保険制度とすることにより、労働基準法の災害補償責任を実効化させようとしたものが労災保険の制度である。そのため、労働基準法第 84 条において、「1. この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法又は厚生労働省令で指定する法令に基づいてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。2. 使用者は、この法律による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる」と規定し、使用者は労災保険の給付が行われた場合は、その範囲において、労働者に対する災害補償の責を免れうることになっている。

労災保険制度について、労災保険法では、第 3 条第 1 項において「この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする」と規定されている。このことから、アルバイト、パートタイム等雇用形態にかかわらず、一人でも労働者を雇用すれば強制的に適用される（第 4 図）。労災保険法の適用事業と、労働基準法の適用事業は完全には一致していない。労災保険法の適用事業からは、公務災害に関する制度が適用される国の直営事業や、官公署の事業は除外される。民間の場合注意が必要な使用者として、暫定任意適用事業が挙げられる。暫定任意適用事業には、常時 5 人未満の労働者を使用する等の個人経営の一定の農林水産業の事業が該当する。一定の農林水産業の事業者とは、次の（1）から（3）の 3 つのカテゴリーからなる。（1）林業については個人経営の事業であって、常時には労働者を使用せず、かつ年間使用延べ労働者数が 300 人未満であるもの、（2）畜産・養蚕を含む農業については、常時 5 人未満の労働者を使用する個人経営の農業の事業であって、一定の期間又は有害な作業を主として行わないものや、事業主が農業関係の特別加入をしていないもの、（3）水産業については、常時 5 人未満の労働者を使用する個人経営の水産業の事業であって、総トン数 5 トン未満の漁船により操業するもの又は、災害発生のおそれが少ない河川・湖沼又は特定の海面において主として操業するものが、それぞれ該当する。この暫定任意適



第 4 図 労働者災害補償保険法の適用範囲



用事業は、労災保険制度への加入は任意である。任意加入しなかった場合は、労働基準法第84条も適用されず、労働災害が起こった際に、第1表右列の労災保険による補償制度を受けることはできないため、第1表中央列に従い、使用者が被災労働者に対する補償の責をすべて負うことになる。

### 3. 労災保険の成立

法人格を持つ団体や、前節でみてきた法人格を持たない団体のうち労災保険法の適用事業については、原則として、労働者を一人でも雇用した場合は、労災保険は、法律上強制的（当然）に成立する。法人、団体や個人事業主等の使用者側による官公署への手続きの有無は問われない。官公署への手続きについては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下施行規則と呼ぶ）により規定されている。使用者は、労働者を一人でも雇用した日、すなわち保険関係が成立した日から10日以内に、保険関係の成立に関する届け出を行う必要がある（施行規則第5条第2項）。届け出先は原則所轄の労働基準監督署長となる（施行規則第5条第2項）が、事務手続きを労働保険事務組合に委託した場合は所轄の公共職業安定所長となる（施行規則第69条）。保険関係成立後50日以内に、概算保険料申告書を提出し、労災保険料の見込額を納付する（施行規則第27条）。届け出先は、所轄の労働基準監督署・所轄の都道府県労働局・日本銀行のいずれかとなる（施行規則第38条）。労災保険料は、使用者が4月1日から翌3月31日までに支払った賃金総額に対して、労災保険料率をかけた金額となる。労災保険料率は、平成30年4月以降は、一番低い金融業等で1000分の2.5、一番高い金属鉱業等で1000分の88となっている（施行規則別表第1）。保険関係成立届の提出後、次年度からは、6月1日から7月10日の間に、前年度の労災保険料の確定・納付と、今年度の労災保険料の概算払いを行うことになる（施行規則第38条）。筆者らの経営するベンチャー企業においても、所轄の労働基準監督署長への成立届提出を行ったが、実際の書類作成や届出等の手続は、外部の専門士業家に委託せずとも、労働基準監督署員の手ほどきのもと筆者らのみの作業でスムーズに完了した。

### 4. 労災保険成立届未提出時の労災事故

前項で示したように、労災保険は、適用事業の場合は、成立届の提出の有無にかかわらず、法律上強制的に当然に成立する。したがって、使用者側が労災保険の成立届未提出であったとしても、労災事故が発生した場合、労働者への補償は、労災保険法に基づき実施される。もし、使用者が労災保険に係る保険関係成立届を提出しない期間中若しくは一般保険料の滞納期間中に事故が生じた場合、又は使用者が故意又は重大な過失により業務災害を生じさせた場合には、労災保険を所轄する政府は、保険給付に要した費用を使用者から徴収することができると労災保険法第31条第1項に定められている（注7）。ここでは、(a) 労災保険に係る保険関係成立届の未提出期間中の事故（同項第1号）、(b) 一般保険料の滞納期間中の事故（同項第2号）、(c) 故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故（同項第3号）の費用徴収について定められている。

(a) 成立届未提出の場合、使用者の故意（提出の指導を官公署から受けた場合に10日以内に未提出）の場合は保険給付の支払いの都度その全額を、重大な過失（提出の指導を官公署から受ける前かつ成立日から1年を経過して未提出）の場合は保険給付の支払いの都度その40%が徴収される。(b) 保険料滞納（督促状の指定期限を過ぎて納付しない）の場合、事故発生日から保険料完納の前日までに支給事由が生じたもののうち、保険給付の支払いの都度、保険給付額に滞納率をか

けた額（滞納率は最大 40%とする）が徴収される。（c）の故意・重過失による業務災害の場合は、保険給付の支払の都度その額の 30%が徴収される。なおこれら徴収からは、現物給付である療養補償給付と介護補償給付は除かれる。なお第 2 項で記載したとおり、常時 5 人未満の労働者を使用する等の個人経営の一定の農林水産業の事業が該当する暫定任意適用事業では、任意で労災保険に加入しない限り、労災補償給付そのものがなされないことに注意を要する。

## 5. 終わりに

使用者が労働者を一人でも雇用した場合は、法人や団体という形態如何にかかわらず、アルバイト・パートなどの雇用形態にかかわらず、また使用者側の手続きの有無にかかわらず、法律的に当然に労災保険が成立する。使用者が労災保険の成立届の提出を怠った場合でも、労働者に対する労災保険の補償給付は行われることで、労働者の権利は守られている。ただし、使用者の故意または重大な過失による成立届未提出や、使用者による保険料滞納といったケースでは、使用者は労働者への補償給付に関する弁済を、労災保険を所轄する政府に対して行う必要が生じる。また、常時 5 人未満の労働者を使用する等の個人経営の一定の農林水産業の事業が該当する暫定任意適用事業では、任意で労災保険に加入しない限り、労災補償給付そのものがなされないことに注意を要する。労災保険で取り扱われなくても、労働基準法により災害補償責任を免れることは無い。労働災害については、ベンチャー企業以外にも、学会の現地開催事務局（LOC や LCC 等）やサークルのイベントでのアルバイト雇用といった場合にも発生しうる。大学教員が LOC 等に係る際にも、労災保険加入手続きが必要となるケースがありうることに留意して、活動する必要があるといえる。

---

## 注

- 注1 民法第 667 条（組合契約）、「1.組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。2.出資は、労務をその目的とすることができる。」
- 注2 最高裁判所民事判例集（民集）昭和 39 年（1964 年）10 月 15 日第 18 卷 8 号 1671 頁、  
「法人格を有しない社団すなわち権利能力のない社団については、民訴 46 条がこれについて規定するほか実定法上何ら明文がないけれども、権利能力のない社団と叫ぶためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によつて代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないのである。」
- 注3 商法第 535 条（匿名組合契約）、「匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる。」
- 注4 岡村慶、野口拓郎、岡村千恵子、大学発ベンチャー設立時の資金調達方法について、高知大学学術研究報告、69、76-81（2020）、「4 出資（equity finance、エクイティファイナンスについて）」の項に記載
- 注5 法人税法第 2 条第 8 項（定義）、「人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。」
- 注6 労働基準法第 116 条（適用除外）、「第 1 条から第 11 条まで、次項、第 117 条から第 119 条まで及び第 121 条の規定を除き、この法律は、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条第 1 項に規定する船員については、適用しない。2.この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。」



注7 労働者災害補償保険法第31条第1項、「政府は、次の各号のいずれかに該当する事故について保険給付を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあつては労働基準法の規定による災害補償の価額の限度又は船員法の規定による災害補償のうち労働基準法の規定による災害補償に相当する災害補償の価額の限度で、複数業務要因災害に関する保険給付にあつては複数業務要因災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の価額（当該複数業務要因災害に係る事業ごとに算定した額に限る。）の限度で、通勤災害に関する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。

- 一 事業主が故意又は重大な過失により徴収法4条の2第1項の規定による届出であつてこの保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間（政府が当該事業について徴収法第十五条第三項の規定による決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）中に生じた事故
- 二 事業主が徴収法第10条第2項第1号の一般保険料を納付しない期間（徴収法第27条第2項の督促状に指定する期限後の期間に限る。）中に生じた事故
- 三 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」

令和4年（2022）10月28日受理

令和4年（2022）12月31日発行